

# 平成 19 年度経営計画

富山県信用保証協会

# 1 経営方針

## (1) 業務環境

### ① 富山県の景気動向

最近の県内の景気は、企業収益の改善や製造業を中心に設備投資の増加等から緩やかに回復している。また、雇用情勢は厳しさが残るものの改善が見られ、企業倒産も件数は増加しているが、負債総額は前年並みで小康状態が続いている。

先行きについては、原油価格の動向が県内経済に与える影響等に留意する必要がある。

### ② 中小企業を取り巻く環境

中小企業を取り巻く経営環境は、改善が続いているものの、大企業に比べると回復は遅れており、業種によるばらつきが散見される等、引き続き注視していく必要がある。

県内企業の状況は、業種別にみると、一般機械では、自動車産業向けの軸受、ロボット関連が好調に推移している。

また、電子電気機械についても、デジタル家電の普及や自動車産業の好調を受け、半導体関連が好調に推移している。非鉄金属についても、国内外の自動車生産の増加に伴い、自動車用産業向けアルミダイキャスト casting 製品の生産は好調に推移している。

なお、今年は暖冬の影響により、冬物衣料を扱う小売店やスキー場関連の業種等では厳しい業況である。

## (2) 業務運営方針

このような状況の中、当協会は、その公共的、社会的使命の重要性を認識して引き続き国、県、市町村の施策に即応し、金融機関及び商工団体等関係機関との連携の下に、金融の円滑化と安定化に資する。

このため、保証の申込、相談に対しては、迅速かつ親身に取り組み、各種政策保証の推進により、中小企業の多様な資金需要に的確に応えるとともに、保証後の期中管理を強化することにより経営支援、再生支援の強化を図る。増加する求償権については適切かつ効率的な管理により回収の強化を図る。

また、本年10月からの金融機関との適切な責任共有制度の導入に向けた体制を整備し、その趣旨の理解と普及を図るとともに、導入に伴う利用者からの保証申込や金融機関からの保証依頼、代位弁済等の動向を見定める。

さらに、コンプライアンス態勢の充実、強化、利用者サービスの一層の充実を図るとともに、事務の効率化や経費削減、電算システムの共同化等運営体制・規律の強化を図る等により「信頼され、顔の見える保証協会」を目指す。

## 2 重点課題

### 【保証部門】

#### (1) 現状認識

- ① 金融機関との適切な責任共有制度の導入に向けた体制を整備し、その趣旨の理解と普及を図るとともに、導入に伴う利用者からの保証申込や金融機関からの保証依頼、代位弁済等の動向を見定め対応する必要がある。
- ② 再生支援保証、創業ベンチャー保証、経営革新保証等、さらに、担保、保証人に依存しない保証への適切な対応を図るため、審査能力の向上に努めるとともに、相談機能の充実を図り、時代の要請に応えていく必要がある。
- ③ 利用者の状況に応じた特定社債保証、当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、売掛債権担保融資保証、創業ベンチャー支援資金保証、セーフティネット保証、県、市融資制度保証等を積極的に推進する必要がある。

#### (2) 具体的な課題

- ① 金融機関との適切な責任共有制度の導入に向けた対応
- ② 担保、保証人に依存しない保証への適切な対応
- ③ 相談機能の充実
- ④ 各種保証制度の積極的な推進

#### (3) 課題解消のための方策

- ① 金融機関との適切な責任共有制度の導入に向けた対応
  - ・個別企業に対する金融機関の支援方針を踏まえたうえで、利用者の状況に応じた適切な保証を推進する。
  - ・小口零細企業保証制度の適切な対応を進める。
  - ・金融機関と提携した保証制度の拡充による利用者の利便性の向上を図る。
- ② 担保、保証人に依存しない保証への適切な対応
  - ・面談や実地調査による実態把握に努める。
  - ・CRDを活用し、簡易審査を迅速かつ効率的なものに改める。
  - ・職員の審査能力の向上に努める。
- ③ 相談機能の充実
  - ・組織機構の改革による相談体制の強化を図る。
  - ・CRD経営診断システム(MS S)の活用による経営相談機能の充実を図る。

④ 各種保証制度の積極的な推進

- ・優良企業に対しては、特定社債保証、当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証を積極的に勧める。
- ・業況の悪化先に対しては、セーフティネット保証を積極的に勧める。
- ・創業ベンチャー企業に対しては、創業ベンチャー支援資金保証等を積極的に勧める。
- ・売掛債権担保融資保証を積極的に勧める。
- ・県、市融資制度保証についても、積極的に勧める。

## 【期中管理部門】

## (1) 現状認識

代位弁済は、横這い状況にあるものの、なお高い水準にある。このため、金融機関との連携強化により期中管理を一層徹底するとともに、業況悪化先を早期に把握し、正常化や再生に向けた支援を強化する必要がある。

## (2) 具体的な課題

- ① 金融機関に対する保証付融資の適正な管理の要請
- ② 業況悪化先の早期把握と適切な対応
- ③ 延滞先の早期正常化の支援
- ④ 再生支援保証の積極的な推進

## (3) 課題解消のための方策

- ① 金融機関に対する保証付融資の適正な管理の要請
  - ・期中管理や各種手続きの遵守徹底を図るため、説明会や保証業務講座等により周知する。また、必要に応じて個別金融機関の本部と協議し、改善の要請に努める。
- ② 業況悪化先の早期把握と適切な対応
  - ・特定の保証企業については、每期決算書を取受けし、業況の把握に努める。
  - ・業況悪化先については、面談や実地調査のうえ、金融機関と連携し、経営改善計画や事業再生計画作成の助言をする。
- ③ 延滞先の早期正常化の支援
  - ・組織体制を整備して延滞先を集中管理し、早期正常化への支援に努める。
- ④ 再生支援保証の積極的な推進
  - ・金融機関や県再生支援協議会と連携し、再生支援チームを中心に再生支援保証を積極的に推進する。

## 【回収部門】

## (1) 現状認識

地価の下落傾向や法的整理の増加、さらに昨年からの保証人要件の緩和等により、求償権の回収環境は、年々厳しさを増していくものと見込まれるので、求償権の効率的な管理と回収強化に取り組むため、個別求償権の状況に応じた回収、回収見込みのない求償権の管理事務停止、整理を積極的に促進する必要がある。

## (2) 具体的な課題

- ① 一括回収の促進
- ② 担保処分の促進
- ③ 分割弁済不履行先の督促強化
- ④ 保証協会債権回収㈱の活用
- ⑤ 求償権の効率的な管理

## (3) 課題解消のための方策

- ① 一括回収の促進
  - ・ 小額分割弁済先に対しては、一括弁済の折衝に取り組む。
- ② 担保処分の促進
  - ・ 競売申立や競売物件情報の周知に努める等、早期処分に積極的に取り組む。
- ③ 分割弁済不履行先の督促強化
  - ・ 延滞先に対しては、呼び出し、特に夜間呼び出し等の交渉を積極的に取り組む。
- ④ 保証協会債権回収㈱の活用
  - ・ 平成元年度以降に代位弁済した担保付求償権のうち、無担保化した求償権を委託する。
- ⑤ 求償権の効率的な管理
  - ・ 回収見込みのない求償権に対しては、引き続き管理事務停止手続き及び求償権整理を積極的に進め、求償権を効率的に管理する。

## 【企画部門】

## (1) 現状認識

- ① 金融機関との適切な責任共有制度の導入に向けた体制を整備し、内容の周知徹底を図るとともに、各種保証制度が適切に利用できるよう、より一層利用しやすい仕組みづくりが必要である。
- ② 広報活動等の充実や相談会の開催により、「信頼され、顔の見える保証協会」を目指す必要がある。
- ③ 電算システム共同化に向けて適切な対応を進める必要がある。
- ④ コンピュータの活用等により事務処理の一層の合理化、効率化を図る必要がある。

## (2) 具体的な課題

- ① 金融機関との適切な責任共有制度の導入とそれへの対応
- ② 各種制度や取扱手続きの周知
- ③ 利用者、金融機関の動向の把握と適切な対応
- ④ 相談会の開催や広報活動等による顔の見える保証協会づくり
- ⑤ 電算システムの共同化
- ⑥ 事務の合理化、効率化によるコスト節減と利便性の向上

## (3) 課題解消のための方策

- ① 金融機関との適切な責任共有制度の導入とそれへの対応
  - ・金融機関との提携保証制度の拡充を図る。
  - ・県、市融資制度の変更に適切に対応をする。
- ② 各種制度や取扱手続きの周知
  - ・制度改革に伴い手続きの見直しをする。
  - ・説明会や保証業務講座を開催する。
- ③ 利用者、金融機関の動向の把握と適切な対応
  - ・制度改革に伴う利用者や金融機関の動向を見定め、それを踏まえた制度保証の開発や手続きの見直し等を検討する。
  - ・特定社債保証、当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、売掛債権担保融資保証、創業ベンチャー支援資金保証、セーフティネット保証、県、市融資制度保証等を積極的に推進する。

- ④ 相談会の開催や広報活動等による顔の見える保証協会づくり
  - ・ 県、市町村、金融機関、商工団体等と連携し、相談会を積極的に開催する。
  - ・ 業者団体、経済団体等主催の研修会へ積極的に参加する。
  - ・ ホームページの充実を図る。
  - ・ 経済講演会を開催する。
- ⑤ 電算システムの共同化
  - ・ 平成 20 年秋の稼働に向け、着実に作業を進める。
  - ・ 諸規程の改廃を計画的に進める。
- ⑥ 事務の合理化、効率化によるコスト節減と利便性の向上
  - ・ 提案制度や事務改善委員会の活用を図る。
  - ・ 電子ファイリングシステムの導入に向け、調査を進める。

## 【総務部門】

## (1) 現状認識

- ① コンプライアンスの徹底等、運営規律の一層の強化が必要である。
- ② 業務の迅速かつ適正な処理により、利用者の期待に応えるため、人材育成による能力の向上とともに人材の活用により職場の活性化を図る必要がある。
- ③ 利用者の満足度を高め、「信頼され、顔の見える保証協会」づくりが必要である。
- ④ 協会の持続的な安定経営に向け、より一層の運営基盤の充実が必要である。

## (2) 具体的な課題

- ① 運営規律の強化
- ② 人材の育成
- ③ 活力ある職場づくり
- ④ 利用者の満足と信頼される職場づくり
- ⑤ 経費の節減
- ⑥ 運営基盤の確立

## (3) 課題解消のための方策

- ① 運営規律の強化
  - ・コンプライアンス実施計画をより充実し、着実に推進する。
  - ・業務全般に亘り、事務処理手順や要領を計画的に整備し、職員に周知する。
  - ・内部検査の適切な運営を図る。
  - ・自己評価を適切に行い、外部評価委員会の評価を受ける。
- ② 人材の育成
  - ・中小企業診断士や目利き能力のある人材の養成に努める。
  - ・研修機会の拡充を図るとともに、職員の自主研修を支援する。
  - ・各種講演会や外部団体との交流の機会等を図り、職員の資質の向上を図る。
- ③ 活力ある職場づくり
  - ・人事考課制度の導入(試行)により、職員の能力と活力の向上を図る。
  - ・能力と責任に対応した適切な処遇を行う。
- ④ 利用者の満足と信頼される職場づくり
  - ・再生、再挑戦、創業等の相談や保証に即応するための体制を強化する。
  - ・面談や実地調査の体制を整備する。
  - ・より良い職場マナーの向上に努める。
- ⑤ 経費の節減
  - ・事務の合理化やコスト意識をもって経費節減に努める。
- ⑥ 運営基盤の確立
  - ・県、市町村や金融機関の出捐等により継続的に基本財産の造成に努める。
  - ・資金運用計画に基づき安全、有利な資金運用に努める。

### 3 事業計画

(単位：百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	積算の根拠（考え方）
保証承諾	99,000	108.8	95.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保証承諾 18年度上期は前年比106.4%と伸びたが、下期10月から19年1月までは前年比96.6%となった。急激な減少要因はないが、19年10月からの金融機関との適切な責任共有制度の導入を加味し、前年比95%程度と見込んだ。</li> <li>・代位弁済 14年度を最高に減少基調にあり、景気回復効果の浸透等を踏まえ、前年比92%程度と見込んだ。</li> <li>・実際回収 地価の下落が続いており、物件処分による配当が期待できないが、一括回収の促進や保証協会債権回収㈱の活用等を図ることとし、18年度と同額を見込んだ。</li> </ul>
保証債務残高	269,000	99.6	97.5	
保証債務平均 残高	270,000	97.5	96.4	
代位弁済	4,700	100.0	92.5	
実際回収	1,500	100.0	102.0	
求償権残高	900	106.9	80.0	

## 4-1 収支計画(全体)

(単位:百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	保証債務 平残比
経常収入	3,135	101.9	99.9	1.16
保証料	2,737	100.4	98.2	1.01
運用資産収入	190	135.9	122.2	0.07
その他	209	99.9	105.3	0.08
経常支出	2,403	106.5	107.0	0.89
業務費	734	100.4	103.3	0.27
借入金利息	6	923.1	193.5	0.00
信用保険料	1,526	100.2	99.7	0.57
雑支出	137	-	28,131.4	0.05
経常収支差額	733	89.3	81.9	0.27
経常外収入	6,200	103.3	101.2	2.30
償却求償権回収金	252	96.9	102.0	0.09
責任準備金戻入	1,704	95.5	97.4	0.63
求償権償却準備金戻入	219	137.3	123.0	0.08
求償権補填金戻入	4,025	106.0	101.8	1.49
その他	-	-	-	-
経常外支出	6,563	104.1	100.1	2.43
求償権償却	4,727	106.1	102.1	1.75
責任準備金繰入	1,661	98.2	97.5	0.62
求償権償却準備金繰入	176	110.7	80.0	0.07
その他	-	-	-	-
経常外収支差額	△363	118.7	84.9	△ 0.13
金融安定化特別基金取崩額	9	-	-	0.00
制度改革促進基金取崩額	-	-	-	-
当期収支差額	379	69.2	76.2	0.14
収支差額変動準備金繰入額	0	-	-	0.00
収支差額変動準備金取崩額	-	-	-	-
基金準備金繰入額	379	138.3	76.2	0.14
基金準備金取崩額	-	-	-	-
金融安定化特別基金繰入額	-	-	-	-
基金取崩額	-	-	-	-

### 積算の根拠(考え方)

#### ○保証料

・保証承諾が減少基調にあることや、10月から責任共有制度が導入されることを踏まえ、近年の平均保証料を参考に、料率弾力化の対象となる保証は保証料率区分の構成比により、料率弾力化の対象外の保証は、近年の平均保証料率により見込んだ。

#### ○信用保険料

・近年の平均保険料率の上昇率を参考に見込んだ。

#### ○雑支出

・電算システム共同化に伴う費用や制度改革に伴う電算システム改良費などの増加を見込んだ。

#### ○求償権補填金戻入

・補填率の実績等を参考に見込んだ。

## 4-2 収支計画(特別会計)

(単位:百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
経常収入	31	74.1	56.3
保証料	26	71.1	52.6
預け金利息	2	1,376.0	239.2
雑収入	2	77.4	71.4
その他	0	12.8	56.3
経常支出	57	105.5	90.2
業務費	46	113.1	110.3
信用保険料	11	81.6	50.2
経常収支差額	△26	—	—
経常外収入	235	69.0	68.9
償却求償権回収金	39	129.1	100.0
責任準備金戻入	38	83.9	90.3
求償権償却準備金戻入	10	100.0	113.0
求償権補填金戻入	148	58.0	58.8
経常外支出	219	60.4	60.2
求償権償却	186	58.4	59.3
責任準備金繰入	29	100.8	75.8
求償権償却準備金繰入	4	26.0	33.1
経常外収支差額	16	—	-75.3
当期収支差額	△9	—	—
金融安定化特別基金繰入額	—	—	—
金融安定化特別基金取崩額	9	—	—
金融安定化特別会計収支差額累計額	△374	101.7	102.6

### 積算の根拠(考え方)

#### ○保証料

- ・保証債務残高が減少基調にあることや、10月から責任共有制度が導入されることを踏まえ、近年の平均保証料率により見込んだ。

#### ○業務費

- ・経理処理要領に基づき按分した。

#### ○信用保険料

- ・近年の平均保険料率を参考に見込んだ。

#### ○求償権補填金戻入

- ・補填率の実績等を参考に見込んだ。

## 5 財務計画

(単位:百万円、%)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
金融機関等負担金	県	10	50.0	50.0
	市 町 村	6	50.0	50.0
	金融機関等	11	50.0	53.7
	合計	27	50.0	51.5
基金取崩		-	-	-
基金準備金繰入		379	138.3	76.2
基金準備金取崩		-	-	-
金融安定化特別基金繰入		-	-	-
金融安定化特別基金取崩		9	-	-
期末基本財産	基金	4,984	100.5	100.5
	基金準備金	9,390	106.8	104.2
	金融安定化特別基金	1,466	100.6	99.4
	合計	15,841	104.2	102.6

制度改革促進基金造成		-	-
制度改革促進基金取崩	-	-	-
制度改革促進基金期末残高	268	-	-

収支差額変動準備金繰入	-	-	-
収支差額変動準備金取崩	-	-	-
収支差額変動準備金期末残高	3,640	93.0	100.0

(単位:百万円、%)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
国からの財政援助			-	-
基金補助金			-	-
地方公共団体からの財政援助		516	112.7	99.6
保証料補給 (「保証料」計上分)		-	-	-
保証料補給 (「事務補助金」計上分)		175	106.0	106.0
損失補償補填金		341	116.5	96.6
事務補助金 (保証料補給分を除く)		-	-	-
借入金運用益		-	-	-

### 積算の根拠(考え方)

#### ○基本財産

・保証債務残高の類似協会の水準を目途として計画的に造成していく。

#### ○年度中出捐金・金融機関等負担金

・これまでの造成経緯を踏まえ、県の出捐金の2倍の額を基に、市町村出捐金、金融機関等負担金を見積った。

#### ○制度改革促進基金

・前期末残高は268百万円であるが、国からの財政援助は不明のため、造成額は空欄とした。

## 6 経営諸比率

(単位:%)

項目	算式	比率	対前年度 計画比増減	対前年度 実績見込比 増減
保証平均料率	保証料収入／保証債務平均残高	1.01	0.03	0.02
運用資産収入の保証債務平残に対する割合	運用資産収入／保証債務平均残高	0.07	0.02	0.01
経費率	経費(業務費＋雑支出)／保証債務平均残高	0.32	0.06	0.07
(人件費率)	人件費／保証債務平均残高	0.18	0.00	0.01
(物件費率)	物件費(経費－人件費)／保証債務平均残高	0.14	0.06	0.06
信用保険料の保証債務平残に対する割合	信用保険料／保証債務平均残高	0.57	0.02	0.02
支払準備資産保有率	(流動資産－借入金)／保証債務残高	9.57	0.50	0.40
固定比率	事業用不動産／基本財産	0.33	△ 0.04	△ 0.03
基金の基本財産に占める割合	基金／基本財産	31.46	△ 1.15	△ 0.63
求償権による基本財産固定率	(求償権残高－求償権償却準備金)／基本財産	4.57	0.08	△ 1.29
		900百万円	/	
基本財産実際倍率	保証債務残高／基本財産	16.98 倍	/	
代位弁済率	代位弁済額(元利計)／保証債務平均残高	1.74	0.04	△ 0.07
回収率	回収(元本)／(期首求償権＋期中代位弁済(元利計))	3.45	△ 1.07	0.19

(注)1 基本財産は、決算処理後のものである。

2 求償権による基本財産固定率の比率欄の下段数値は、年度末の求償権残高である。